

～大切なお知らせ～

# 令和6年10月分(12月支給)より児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

## 1. 変更後内容

### ■支給対象年齢拡大

- ① 18歳まで(平成18年4月2日生まれ)の児童(以下、高校生年齢以下児童と表記)がいる世帯が支給対象となります。

### ■所得制限撤廃

- ② 上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

### ■多子加算の拡大

- ③ 第3子以降の児童は児童1人当たり支給額が一律3万円となります。

### ■算定児童の年齢拡大

- ④ 算定児童が18歳～22歳(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)の児童となります。

◆算定例◆

児童年齢	算定	支給金額(円)
21歳	第1子	
17歳	第2子	10,000
14歳	第3子	30,000

児童年齢	算定	支給金額(円)
23歳		
17歳	第1子	10,000
14歳	第2子	10,000



### ■支給月が2か月に1回

- ⑤ 児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月となります。

## 2. 申請対象者

※公務員の方は勤務先にお問い合わせください。

※父母のうち生計中心者(所得の高い方)が伊予市外にお住まいの場合は、お住まいの自治体へお問い合わせください。

伊予市で児童手当又は特例給付を受給していますか？

はい

いいえ

④に該当する児童がおり、  
0歳から④までの児童が合わせて3人以上いますか？

④に該当する児童がいますか？

はい

いいえ

申請必要(下記Aへ)

申請不要※1

はい

いいえ

①に該当する児童が同居していますか？

①に該当する児童が同居していますか？

はい

いいえ

申請必要(下記Bへ)

申請必要(下記Cへ)

はい

いいえ

申請必要(下記Dへ)

申請必要(下記Eへ)

※1 高校生年齢がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、職権で増額とし、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

### 3. 児童手当の支給手続き

※下記提出書類を郵送してください。

#### ～提出書類～

(詳細はホームページをご覧ください。)

#### ▼申請対象者A

- ・監護相当・生計費の負担についての確認書

#### ▼申請対象者B

- ・児童手当認定請求書
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書(0歳から裏面④までの児童が合わせて3人以上いる場合のみ必要)
  - ※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー
  - ※振込希望口座が「ゆうちょ銀行」の場合、通帳又はキャッシュカードのコピー

#### ▼申請対象者C

- ・児童手当認定請求書
- ・別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上他市に在住している児童分について記入してください)
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書(0歳から裏面④までの児童が合わせて3人以上いる場合のみ必要)
  - ※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー
  - ※振込希望口座が「ゆうちょ銀行」の場合、通帳又はキャッシュカードのコピー

#### ▼申請対象者D

- ・児童手当認定請求書
  - ※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー
  - ※振込希望口座が「ゆうちょ銀行」の場合、通帳又はキャッシュカードのコピー

#### ▼申請対象者E

- ・児童手当認定請求書
- ・別居監護申立書(支給対象児童のうち住民票上他市に在住している児童分について記入してください)
  - ※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー
  - ※振込希望口座が「ゆうちょ銀行」の場合、通帳又はキャッシュカードのコピー

## 4. 支給額

児童の年齢	支給金額(1人当たりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

## 5. 申請期限

### 令和6年9月30日(月)(消印有効)



なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで(必着)に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

■ 問い合わせ先 伊予市子育て支援課 児童手当担当

089-982-1119(直通)